

議 案 名

桶川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

人事院勧告等に準じて、職員の給料、期末手当及び勤勉手当の改定等
をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

- (1) 桶川市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）
- ア 条文の構造等の整理を行う。（第 9 条の 3 関係）
 - イ 期末手当の支給割合の改定（第 1 7 条の 4 関係）
令和 5 年 1 2 月に支給される期末手当の支給割合を引き上げる
（3 ページの表を参照）。
 - ウ 勤勉手当の支給割合の改定（第 1 7 条の 7 関係）
令和 5 年 1 2 月に支給される勤勉手当の支給割合を引き上げる
（3 ページの表を参照）。
- (2) 桶川市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）
令和 5 年 4 月以後の給料表を改定し、給料月額を平均 0. 8 % 引き
上げる。（別表第 1 関係）
- (3) 桶川市職員の給与に関する条例の一部改正（改正条例第 3 条関係）
- ア 期末手当の支給割合の改定（第 1 7 条の 4 関係）
令和 6 年度以後に支給される期末手当の支給割合を改定する（3
ページの表を参照）。
 - イ 勤勉手当の支給割合の改定（第 1 7 条の 7 関係）
令和 6 年度以後に支給される勤勉手当の支給割合を改定する（3
ページの表を参照）。

(4) 桶川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(改正条例第4条関係)

基準日以前6か月以内に勤務していた期間がある育児休業中の会計年度任用職員に対し、令和6年度から勤勉手当を支給する等のため、字句の整理を行う。(第7条、第8条及び第23条関係)

(5) 桶川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(改正条例第5条関係)

特定任期付職員の給料表の額を4,000円から7,000円までの範囲内で引き上げる。(第7条関係)

(6) 桶川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

(改正条例第6条関係)

ア 令和5年12月に支給されるフルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合を引き上げる(4ページの表を参照)。

(第13条関係)

イ 令和5年12月に支給されるパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合を引き上げる(4ページの表を参照)。

(第21条関係)

(7) 桶川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

(改正条例第7条関係)

ア 令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、字句の整理を行う。(第2条関係)

イ 令和6年度以後に支給されるフルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定する(4ページの表を参照)。

(第13条関係)

ウ 令和6年度から桶川市職員の給与に関する条例等の規定を準用して、フルタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給する(支給割合は、4ページの表を参照)。(第13条の2関係)

エ 令和6年度以後に支給されるパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定する（4ページの表を参照）。

（第21条関係）

オ 令和6年度から桶川市職員の給与に関する条例等の規定を準用して、パートタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給する（支給割合は、4ページの表を参照）。（第21条の2関係）

（参考）期末手当及び勤勉手当の支給割合

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

年度		6月	12月	合計	総支給割合
令和5年度 （現行）	期末手当	1.20	1.20	2.40	4.40 （月分）
	勤勉手当	1.00	1.00	2.00	
令和5年度 （改正後）	期末手当	1.20	1.25	2.45	4.50 （月分）
	勤勉手当	1.00	1.05	2.05	
令和6年度 以後	期末手当	1.225	1.225	2.45	4.50 （月分）
	勤勉手当	1.025	1.025	2.05	

※ 太枠内が改正部分

定年前再任用短時間勤務職員

		6月	12月	合計	総支給割合
令和5年度 （現行）	期末手当	0.675	0.675	1.35	2.30 （月分）
	勤勉手当	0.475	0.475	0.95	
令和5年度 （改正後）	期末手当	0.675	0.700	1.375	2.35 （月分）
	勤勉手当	0.475	0.500	0.975	
令和6年度 以後	期末手当	0.6875	0.6875	1.375	2.35 （月分）
	勤勉手当	0.4875	0.4875	0.975	

※ 太枠内が改正部分

フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員

		6月	12月	合計	総支給割合
令和5年度 (現行)	期末手当	1.25	1.25	2.50	2.50 (月分)
令和5年度 (改正後)	期末手当	1.25	1.35	2.60	2.60 (月分)
令和6年度 以後	期末手当	1.225	1.225	2.45	4.50 (月分)
	勤勉手当	1.025	1.025	2.05	

※ 太枠内が改正部分

3 施行期日

公布の日（改正条例第3条、第4条及び第7条の規定は、令和6年4月1日）